愛護動物を遺棄・虐待した場合 1年以下の懲役 または 100万円以下の罰金

愛護動物を殺傷した場合 5年以下の懲役 または 500万円以下の罰金

公益財団法人
どうぶつ基金

必ず施設の所有者に許可を得て掲示してください

掲示責任者連絡先